

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 ( 043231 )
地域名 (地域内農業集落名)	入間田地区 ( 入間田 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第3回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・令和4年4月にほ場整備事業に採択され、令和6年より面工事に着手している。  
 ・離農者や後継者不足が懸念される中で令和5年4月に「農事組合法人入間田ファームが」設立、今後はほ場整備事業により大区画化された農地の集積・集約を図るとともに、効率的な経営を行っていくが、ほ場の大区画化や経営規模拡大に対応するための機械設備や施設の整備、組合員の確保が必要となる。  
 ・今後、ほ場整備事業区域以外の農地をどこまで耕作していくのかを、検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・設立した農事組合法人により、今後はほ場整備事業の面工事の進捗状況に応じて大区画化された農地で水稻を中心に大豆、たまねぎ、長ねぎ等の収益性の高い作物の栽培にも取り組んでいく。  
 ・ほ場整備区域外の個人耕作地及び未耕作地は、新規就農希望者へ貸付ができるよう耕作または保全管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	218.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	218.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域を基本の区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ほ場整備事業で大区画化した農地を中心に担い手に集積・集約を推進し、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・ほ場整備事業で大区画化した農地から順次に担い手に集積・集約を図るため、農地中間管理機構を介した貸借を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・令和4年4月に事業採択され、令和6年より面工事に着手している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農事組合法人が設立したが、地区内全体の後継者不足が懸念されるため、新規就農者の育成や法人の組合員確保が必要となる。また、機械等の取得にあたっては、農業経営基盤強化準備金や各種制度資金等の活用を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら、効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないよう地域ぐるみで電気柵を設置しているが、老朽化も進んでいるため、より効果の高いワイヤーメッシュの導入を検討していく。
- ③担い手への農地集積を図り、各担い手でスマート農業を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
- ⑦遊休農地の拡大を防ぐため、地域で連携して資源保全活動に取り組む。